

「政治資金規正法施行規則及び政党助成法施行規則の一部を改正する省令案」  
に寄せられた御意見

御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への反映の有無
<p>改正に反対である。</p> <p>&gt;政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の13第3項（略） 政治に関係しての手續については特に公正性が求められると思われるが、公正性の担保の用をなす、登録政治資金監査人の押印（又は署名）については省いてはならないと考える。 必ず、登録政治資金監査人の押印（又は署名）があるようにされたい。</p> <p>&gt;政党助成法（平成6年法律第5号）第19条第2項（略） おそらく、記述のミスと思われるが、「自著」とは「自著署名」の事であろうか。 なら一応可と考えるが（要するに、書類について、刑法における「印章又は署名」付きの書類の扱いが確実に適用される書類となればよいと考えるのであるが。）、もし、単に、「自らの責任で書類を作る」という様な意味なのであれば、反対である。 それなりに重要であるので、署名の事を言っているのであれば、「自著署名」とちゃんと書かれない。 なお、「自著署名」が付されているのであれば、一応可とは思われるのであるが、押印もあった方が公正性の確保のために良い事は確かであるので、これについても改正はあまり望ましい事ではないと考える。</p> <p>&gt;両方について</p>	<p>国民の利便性の向上及び負担の軽減を図るため、押印義務を廃止する一方、文書の真正性を担保するため、署名については存置することとしています。</p>	<p>なし</p>

一応、国民としては、書類について、責任ある者の押印又は署名が付されていれば、書類についての「印章又は署名」付きの扱いが刑法等の上でなされるので可と思われはするのであるが、しかし、その両方があった方がより良いはずと考える。

利便性・簡単のためにどちらかを一方が用いられていればよいとしても、そこまでの反対は行わないが、出来れば両方を付させるようにしていただきたい。

意見は以上である。